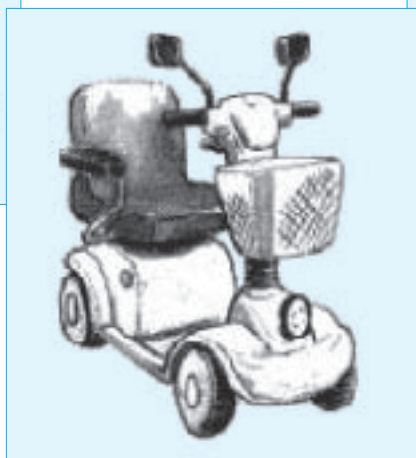


## 電動車いすの交通事故

～高齢者の事故が増加しています～



標準型



ハンドル型



簡易型

図1 街でよく見かける自操用タイプ

### はじめに

電動車いす利用中の交通事故による死傷者数は年々増加の傾向にあります。そして、事故にあった電動車いす利用者の大半が高齢者でした。電動車いすの中でも、特に自分で操作するタイプ（自操用ハンドル型）は足腰の弱った高齢者にとって、便利な移動手段として利用されています。電動車いすは、この数年間毎年約3万台ずつ出荷（電動車いす安全普及協会調べ）されていることから、今後ますます利用者が増加すると思われまます。

このような状況において、よりよい高齢化社会づくりのために電動車いすの交通安全について考えることが必要ではないかと考え、平成14年中に発生した電動車いすの交通事故について交通事故統合データを分析しましたので、その概要をご紹介します。

# 1

## 「電動車いす」とは

電動車いすは道路交通法（第2条第1項第11号の3）では、「身体障害者用車いす」に含まれています。“身体障害者用車いす”とは、身体障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車いす（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）と規定されています。さらに、道路交通法（第2条第3項第1号）で、身体障害者用の車いす、歩行補助車等又は小児用の車を通行させている者は歩行者とするとあるように『歩行者とみなされて』います。

原動機を用いる身体障害者用の車いすの寸法や構造の基準は道路交通法施行規則（第1条の

4）によって、次に掲げる長さ幅および高さを超えないことになっています。

- ・長さ120cm・幅70cm・高さ109cm  
車体の構造については、次のように定められています。
- ・原動機として、電動機を用いること。
- ・6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
- ・歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。
- ・自転車又は原動機付自転車と外観を通じて明確に識別することができること。

### ＜電動車いすの型式別種類＞

電動車いすは大きく分類すると、「自操用」と「介助用」の2種類に分けられます。最も多く利用され

ているのは自操用ハンドル型ですが、それ以外にも様々なタイプのものがあります（図1、表1参照）。

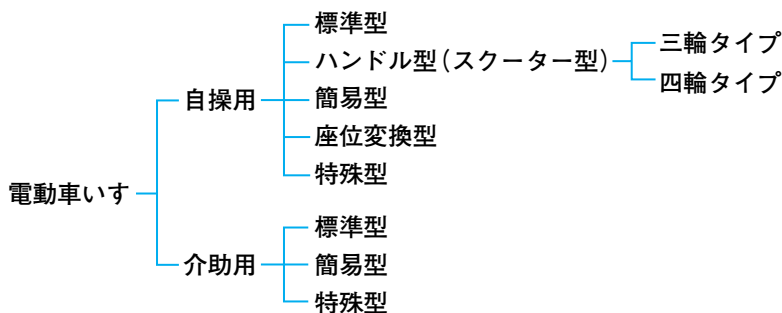


表1 電動車いすの種類

# 2

## 電動車いす交通事故の分析

### ＜交通事故死傷者数の推移＞

電動車いす利用中の交通事故死傷者数は平成2年中に36人だったものが、平成14年中になると206人（死亡者8人、負傷者198人）と年々増加の傾向にあります。

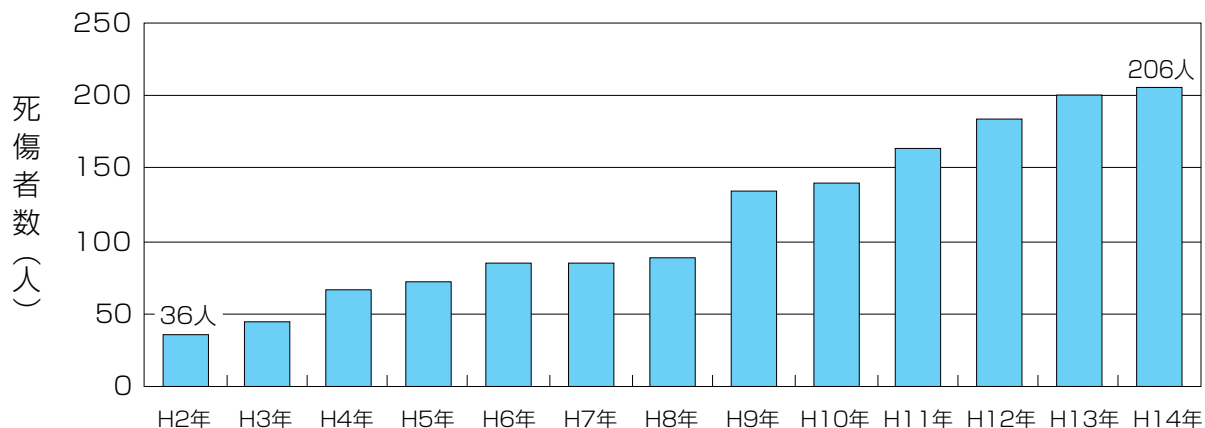


図2 電動車いす利用中の死傷者数推移

### <年齢層別死傷者数>

年齢層別にみると、高齢者といわれる65歳以上が事故全体の約70%を占めています。その中でも、70歳代の死傷者数が最も多くなっています。

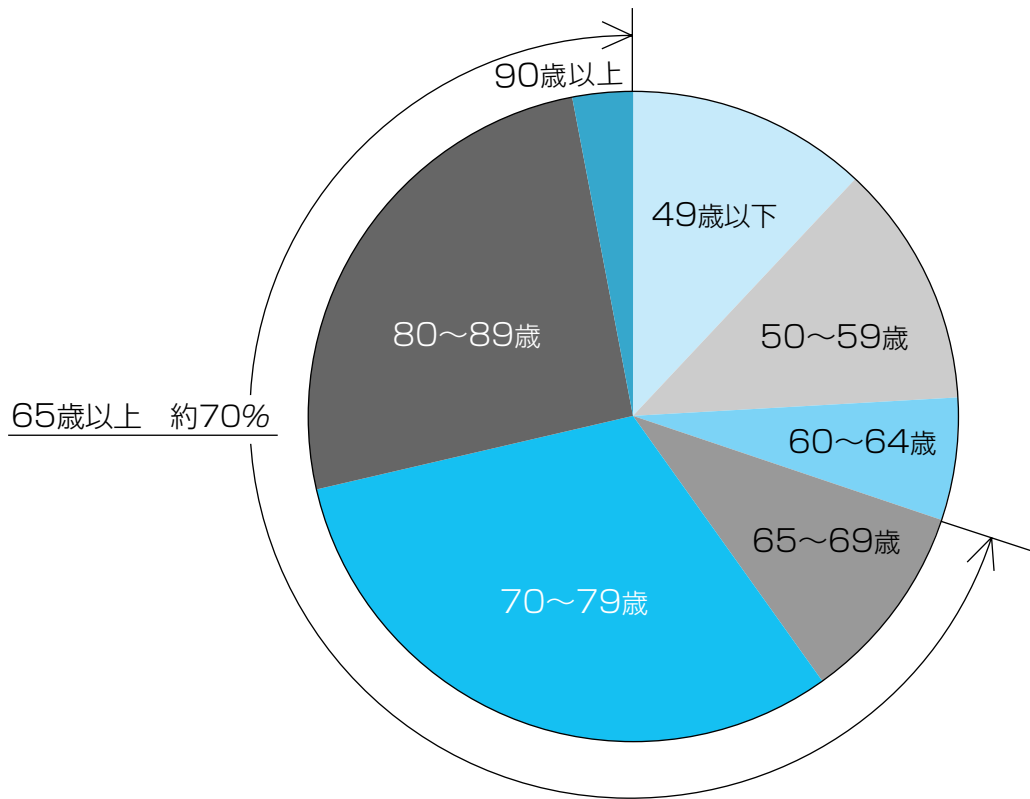


図3 年齢別死傷事故者割合

### <男女別死傷事故割合>

男女別ではほとんど差がなく、死傷事故件数はほぼ同数です。

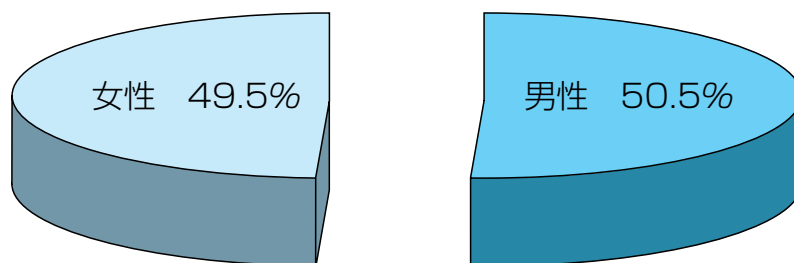


図4 男女別死傷事故の割合

### <月別死傷事故件数>

月別にみると、1月が最も少なくなっていますが、年間を通じて事故が発生しています。

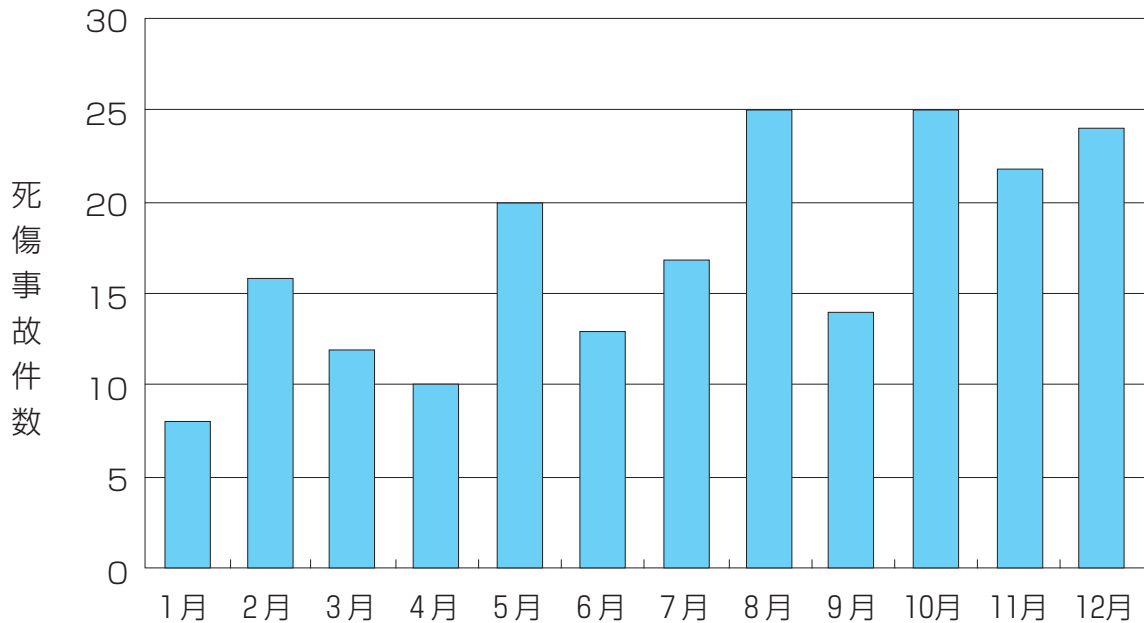


図5 月別死傷事故件数

### <曜日別死傷事故件数>

曜日別では、火曜日が事故全体の約19%と最も多くなっており、日曜日が約9%と最も少なくなっています。日曜日が少ない理由としては、病院等が休みであることや同居の家族等が在宅しているので電動車いすを利用しなくても用事がすむことが考えられます。

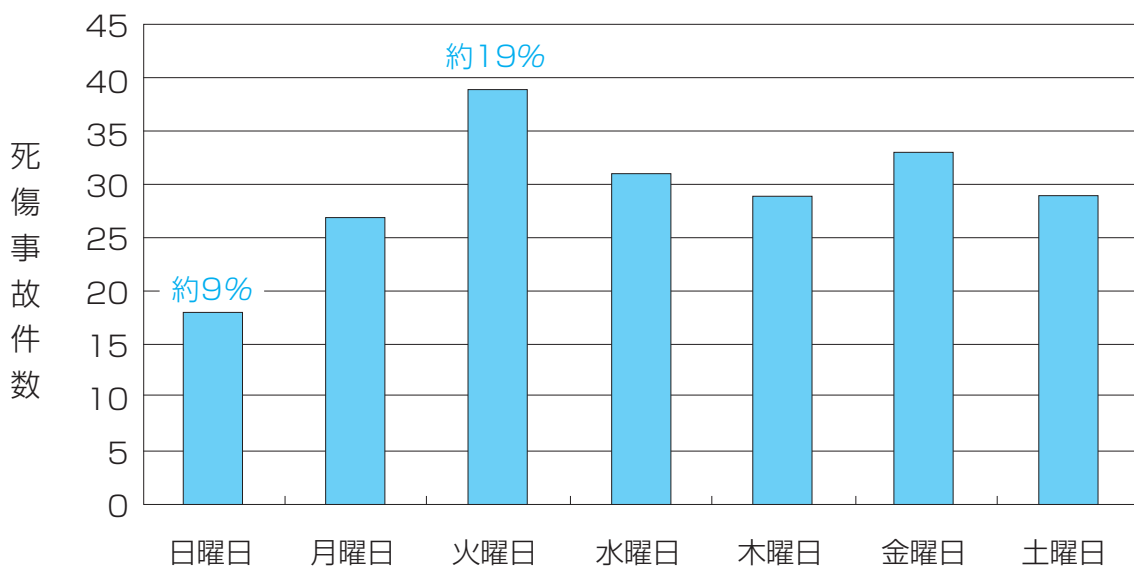


図6 曜日別死傷事故件数

### <時間帯別死傷事故件数>

時間帯別では、午前中の「8時～12時」が事故全体の約39%を占めており、特に「10時～12時」の時間帯での発生が最も多くなっています。全体的にみると、昼間の時間帯に多く発生しています。

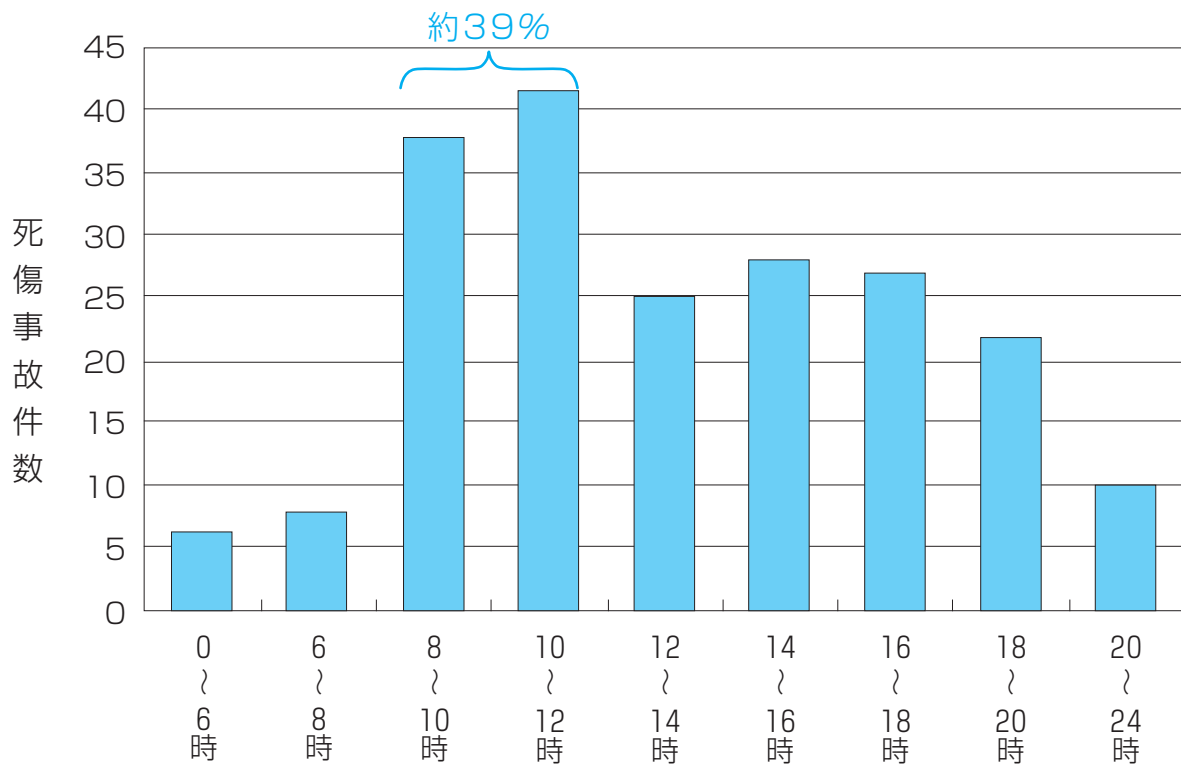


図7 時間帯別死傷事故件数

### <自宅から事故発生場所までの距離別死傷事故件数>

自宅から「500m以内」の死傷事故件数が約51%を占めており、自宅付近で事故にあっていいることがうかがえます。

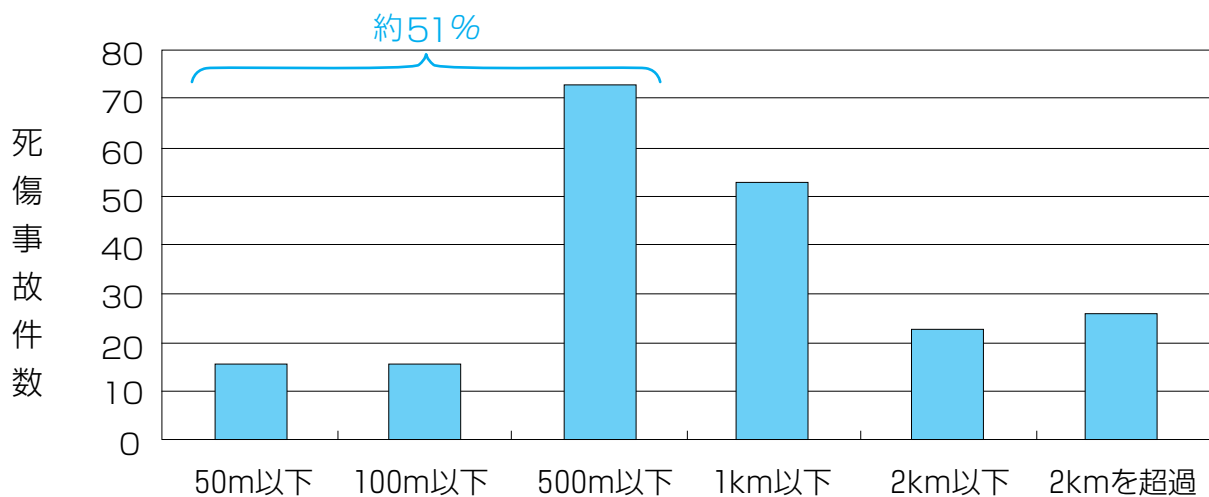


図8 事故発生場所までの距離別死傷事故件数

# 3

## 電動車いすの事故パターン

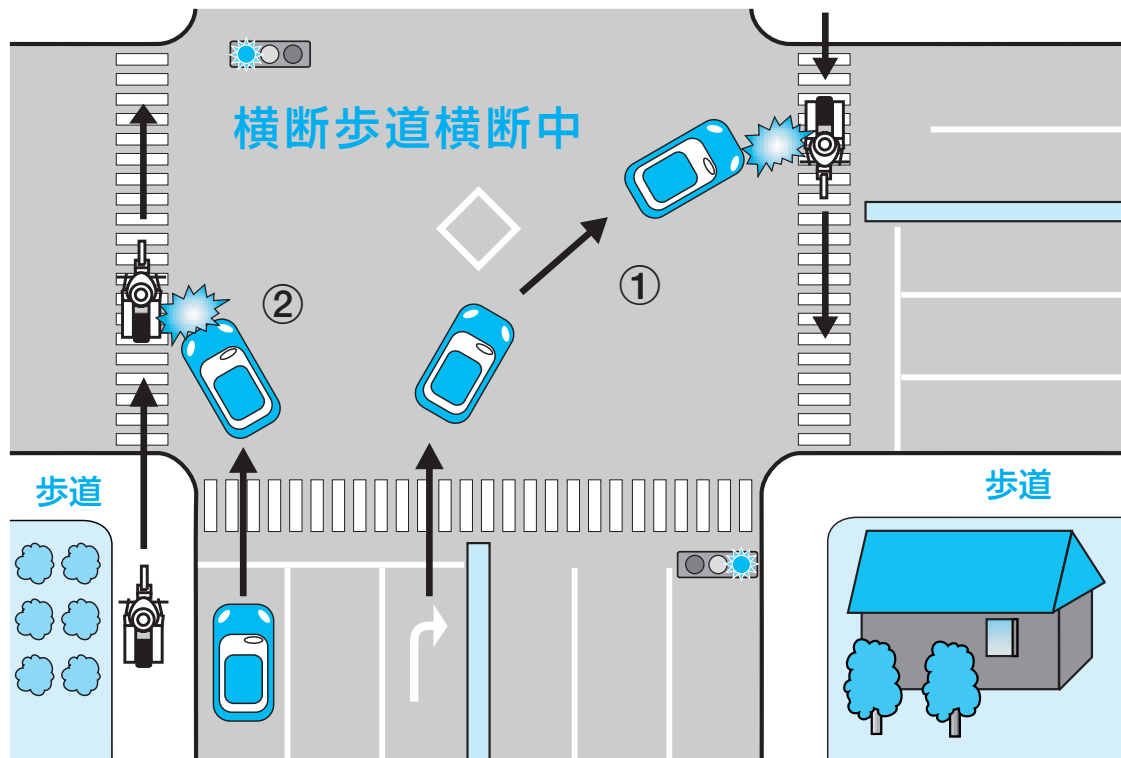
電動車いす交通事故の約28%が横断歩道上で発生しています。このことから、横断歩道を通行する時であっても十分な注意が必要だということが分かります。また、電動車いす交通事故の約58%が交差点内で発生しているということ

から、交差点進行時は特に注意していただきたいものです。

以下の例は特定の交通事故ではなく、事故パターン別にみるとこのような事故が多いという事例です。

### <パターン1>

電動車いすで横断歩道を横断中に、右折または左折する自動車との交通事故の事例です。

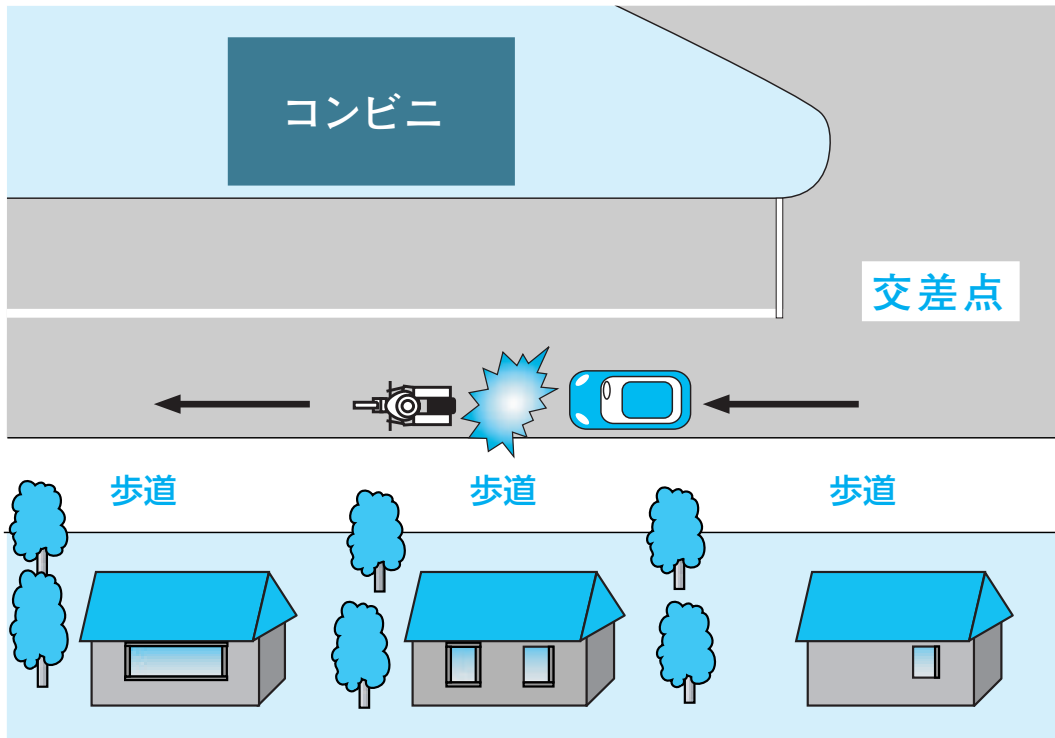


### <この事故の状況>

- ① 右折車両の運転者は前方を注視していました。対向の直進車両を通過させた後、少しでも早く交差点を抜けようとして右折しましたが、そのとき横断歩道を横断していた電動車いすに気がつかず衝突してしまいました。
- ② 左折車両の運転者は歩道上の電動車いすの存在に気づいてはいたのですが、横断歩道を渡ってこないだろうと軽信し、左折したため衝突してしまいました。

## <パターン2>

これは直線道路の車道を進行していた電動車いすに、後方からきた自動車が増突する事例です。



### <この事故の状況>

- ▶ 後方からの自動車の運転者は、道路がすいていたことと、他のことを考えていたためスピードを出し過ぎて衝突してしまいました。衝突した車両の運転者は進路前方に対する「安全不確認」が原因で、電動車いすに気がついたときには既に危険回避ができない場合が多いようです。衝突した自動車の運転者は遠方注視等、手前の電動車いすを見落としている場合があります。
- ▶ 電動車いすの後部に自動車がかかりのスピードで増突するため、電動車いすの利用者が車いすとともに転倒してしまう場合もあります。

# 4

## 電動車いすの事故の特徴

1. 電動車いすの高さは、通常人が乗った状態の自転車の高さより低く、自動車等の運転者には視認しにくいと言われています。また、車道上や駐車場への出入り口付近で後退してきた自動車が、電動車いすに衝突するという事故も発生しています。多くの場合、自動車側は電動車いすの存在に最初から気づいていなかったか、気づいていても電動車いすが通り過ぎたと思い込んでいるようです。
2. 電動車いすは急にスピードを上げられませんので、危険を察知しても、すぐにその場から避難することが難しいと言えます。例えば、電動車いすの利用者が信号のある場所を横断している最中に信号が変わりそうになっても、電動車いすの特性から素早く動くことはできません。
3. 電動車いすは冒頭で述べたように、道路交通法上歩行者とみなされています。しかしながら、歩道に段差があったり、歩道の幅が狭いなどの道路環境的な要因や、自転車や看板などの障害物があると、電動車いすの利用者は歩道を通行することができないと判断して車道に出てくる場合があることを、自動車の運転者は知っておく必要があります。

# 5

## 電動車いす(主に自操用ハンドル型)の交通事故防止対策

電動車いすは「みなし歩行者」ですから、歩行者としての交通ルールを守ることが求められています。

### <電動車いす利用者の安全対策>

- ▶ 電動車いすは今後ますます普及が見込まれることから、安全教育を「制度」として実施することが必要となってくるのではないのでしょうか。
- ▶ 現在のところ電動車いすの利用者にはヘルメット着用の義務はありませんが「頭部の被害軽減」のためにもヘルメットの着用が有効だと思われます。
- ▶ 自動車から認知されやすいように明るい服装を心がけ、反射材等を有効に活用すべきでしょう。
- ▶ 道路を横断しようとして歩行者信号のある場所を渡ろうする際、すでに青信号になっているのを見て横断を開始すると、道の向こう側に到達するには十分な時間的余裕がなく、途中で信号が赤に変わる場合があって危険です。電動車いす利用者自身が自分の目で青信号に変わったのを確認してから進行したほうが安全でしょう。

### <道路交通環境の改善>

- ▶ 現在、歩道のバリアフリー化が進められていますが、今後は電動車いすの通行も念頭において整備することが望まれます。
- ▶ 電動車いすの交差点安全対策として、IT技術等を活用した「利用者の行動を支援するためのシステム」の早期構築が必要だと思われます。

## おわりに

電動車いすの交通事故について、平成14年中の交通事故統合データに基づいて分析するとともに交通安全対策についても考察してみました。

今後は高齢者人口の増加に伴って電動車いすの利用者が増加するものと予測され、交通事故も増えることが予想されます。電動車いすの交通事故の防止とその被害軽減のために、自動車運転者側および電動車いす利用者側双方の交通安全意識の高揚を図るとともに、より安全な道路交通環境づくりを目指していく必要があると考えます。